

中小受託取引適正化法(取適法)

解説セミナーの開催について(ご案内)

さて、事業者間の公正な取引を促すため、新たに「中小受託取引適正化法(令和8年1月1日施行)」が施行されて以降、各企業においては、社内規定の整備や発注事業者の見直しが進められています。

本法は、個人への発注だけではなく、要件を満たす中小企業間の受託取引においても、発注者側に対して「書面による取引条件の明示」や「報酬の支払い期間」等を義務付けるものとなっており、違反した場合は罰則等の対象となるリスクがあり、制度の適正な運用を目的に標記セミナーを開催いたします。

そこで、本セミナーでは、「法改正でなにが変わるのか」、「対応しなければならない留意点は」といった“最初の一步”を中心に、ご担当者様を対象に、【別紙】の内容について実務上のチェックポイントをわかりやすく整理し解説します。

つきましては、下記日程によりセミナー並びに相談会を開催いたしますので、参加申込書を、8月3日(月)までに当会へFAXにて申し込みいただきますようご案内いたします。

記

開催日時	開催場所	内容
令和8年8月10日(月) 13:30～15:30【セミナー】 15:30～16:30【個別相談】	金沢市鞍月 2-20 石川県地場産業振興センター 新館 5F「第12研修室」 【定員 50名】	【テーマ】 「下請法は取適法へ～何が変わった～改正点のポイントと留意点」 ※中小経営者・労務担当者・組合事務局等を対象 ※セミナー内容は、別紙 【講師】 公正取引委員会 事務総局 中部事務所 ご担当者

セミナーの主な内容

◆下請法は取適法へ

～何が変わった～改正のポイントと留意点～

○取適法（中小受託取引適正化法）

「手形払いの禁止」、「協議に応じない一方的な代金決定の禁止」等、下請法からの改正ポイントを中心に取適法の概要を紹介

○労務費転嫁指針

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の性格、発注者・受注者が採るべき行動／求められる行動等を紹介

○最新トピックスの紹介

✓支払告示

- ・ 取適法対象外であっても、製造委託等の取引を対象に支払期日に係る具体的な基準（原則 60 日以内）を定める独占禁止法上の新告示を紹介。

✓改正物流特殊指定

- ・ 着荷主規制等を内容とする物流特殊指定の改正内容を紹介

✓知財取引指針

- ・ 「知的財産権・ノウハウ・データの適切な取引のための優越的地位の濫用等に関する指針」の内容を紹介

※セミナーの構成は、若干変更となる場合があります。事例などを踏まえご説明いたします。

令和8年 月 日

石川県中小企業団体中央会 行
(FAX番号: 076-267-7720)

組合名等

参加申込書

1. 中小受託取引適正化法(取適法)解説セミナー／定員 50 名

令和8年8月10日(月) 13:30～16:30

13:30～15:30【セミナー】

15:30～16:30【個別相談】

石川県地場産業振興センター 新館 5F「第12研修室」

事業所名	参加者氏名	個別相談 (ご希望の場合ご担当者のご連絡先をご記入 ください。)

※参加申込書を、**8月3日(月)まで**に中央会へ申込頂きますようお願いいたします。

※また、個別相談会への参加の場合は、別添質問票にご記入いただき、参加申込書と一緒に申込みください。

※個別相談の希望者が多い場合は、相談時間が短くなりますのでご了承ください。

※参加申込の締切り後、相談時間の時間割をお伝えします。

※当日の個別相談会からの参加受付も行いますが、相談者人数によっては、事前申込がない当日の対応はできない
場合もあります。

石川県中小企業団体中央会 行
(FAX番号：076-267-7720)

個別相談への質問票

- 個別相談会へ参加される方は、標記質問票をご記入ください。
- 当日は、質問事項に沿った円滑な進行を行うために、ご協力をお願いいたします。
- セミナー終了後、講師より標記質問内容のご回答をさせていただきます。

事業所名	
参加者名	

※8月3日（月）までに参加申込書と一緒にFAXにて申し込みください。